

**岡山県南広域都市計画道路（県決定）の変更原案の縦覧と公聴会の開催**

岡山県南広域都市計画道路の変更原案の縦覧と公聴会を開催します。

【縦覧について】

▽期間 8月4日（水）～18日（水）午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く。

▽場所 岡山県都市計画課および瀬戸内市建設課

▽意見書の提出 公聴会で意見を述べようとする人は、意見書を縦覧期間中に縦覧場所へ提出してください。

お知らせ



知っ得！せとうち便



さい。

【公聴会について】

▽日時

9月3日（金）午前10時～

▽場所 瀬戸内市役所

意見書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係のない意見は述べることができません。

※縦覧期間中に意見書の提出がなかった場合は、公聴会中止します。

中止する場合は、県ホームページおよび県公報でお知らせします。

岡山県都市計画課

☎086・226・7492

岡建設課

☎0869・22・2649

高齢者への補聴器購入費の助成事業 8月から開始

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている住民税非課税世帯の高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成

します。

▽対象者

次の要件①～⑤をすべて満たしている人

①市内に住民登録がある人

②満65歳以上の人

③住民税非課税世帯の人

④聴覚障害による身体障害者手帳を持っている人

⑤耳鼻科の医師が「補聴器適合に関する診療情報提供書」により補聴器の必要性を認める人

▽助成額

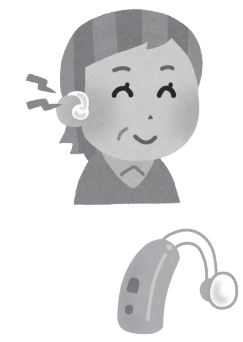
補聴器購入に係る費用のうち上限5万円まで

▽注意事項

助成は一人1回限りです。修理は対象になりません。助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外ですので、ご注意ください。

問い合わせ長寿課

☎0869・26・5948



普通救命講習会

「みんなでつなげよう救命の輪」

瀬戸内市消防本部では、「救急の日」（9月9日）と「救急医療週間」（9月5～11日）の行事の一環として、普通救命講習会を開催します。

皆さんの参加をお待ちしています。

▷日時 9月12日（日）午前9時～正午

▷場所 瀬戸内市消防本部

▷内容 普通救命講習Ⅰ

（心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法など）

▷募集人数 30人程度（どなたでも受講可能です）

▷申込期限 9月8日（水）

※当日は動きやすい服装でお越しください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止する場合があります。

岡山消防本部警防課 ☎0869・22・1492



献血にご協力ください

400ミリℓ献血を次のとおり実施します。

▷日時・場所 8月20日（金）

・ゆめトピア長船

午前9時～午前10時30分

・瀬戸内市役所

午後0時30分～午後4時30分

▷対象者

男性17～69歳、女性18～69歳

※体重50kg以上の人のみ

※65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験のある人のみが対象

▷持参する物

献血カード、初めて

の人は本人確認ができ

るもの（運転免許証など）

岡山健康づくり推進課

☎0869・26・5961



令和2年度瀬戸内市応援寄附（ふるさと納税）実績報告

全国の皆さんから5億3,404万9,500円のご寄附をいただきました  
本当にありがとうございました

ふるさと納税とは？

ふるさと応援寄附（ふるさと納税）とは、自分の生まれ育ったふるさとの自治体や応援したい自治体に寄附を行う制度です。

寄附は、出身地に限らず、全国どこの自治体に対しても行うことができます。

岡秘書広報課 ☎0869・24・7095

市では、「ふるさと納税制度」がスタートした平成20年から「瀬戸内市応援寄附条例」に基づいて、いただいた寄附金を寄附者の意向に沿った事業に活用しています。令和2年度に全国の寄附者から本市へ寄せられた瀬戸内市応援寄附金（ふるさと納税）は、総額5億3,404万9,500円でした。

いただいた寄附金は「瀬戸内市応援基金」に積み立て、寄附金の使い道に沿った事業に活用しています（下表参照）。

■個人からの寄附

| 寄附金の使い道                                 |          | 件数（件）       | 金額（円）                  |
|-----------------------------------------|----------|-------------|------------------------|
| ①産業の振興に関する事業                            |          | 787         | 15,526,500             |
| ②自然または環境の保全に関する事業（人と猫が幸せに暮らせるまちづくりのために） |          | 2,127（内214） | 39,868,500（内3,084,000） |
| ③医療または福祉の充実に関する事業                       |          | 2,311       | 44,343,500             |
| ④教育、文化またはスポーツの振興に関する事業                  |          | 1,587       | 39,649,000             |
| ⑤安全・安心なまちづくりに関する事業                      |          | 206         | 4,252,000              |
| ⑥人権に関する事業                               |          | 178         | 3,891,000              |
| ⑦市長が必要と認める事業                            | 市におまかせ   | 21,028      | 373,328,000            |
|                                         | 各種プロジェクト | 193         | 4,391,000              |
| 合 計                                     |          | 28,417      | 525,249,500            |

■企業からの寄附

| プロジェクト名                | 件数（件） | 金額（円）     |
|------------------------|-------|-----------|
| ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト | 2     | 5,000,000 |
| 夢二のふるさと芸術交流プロジェクト      | 1     | 3,000,000 |
| 小児医療費給付事業              | 1     | 500,000   |
| 瀬戸内市「R」駅前等整備プロジェクト     | 1     | 100,000   |
| こどもひろばプロジェクト           | 2     | 200,000   |
| 合 計                    | 7     | 8,800,000 |

令和2年度の主な使い道

●産業の振興に関する事業

・瀬戸内市発ブランド推進事業 261,000円

●自然または環境の保全に関する事業

・資源ごみ回収団体報奨金 3,030,000円

・猫不妊去勢手術費補助金 480,000円

●医療または福祉の充実に関する事業

・小児医療給付費 単市拡大分 2,000,000円

・こどもひろば推進事業 6,999,000円

●教育、文化またはスポーツの振興に関する事業

・セーリング振興活動費補助金 3,215,000円

・幼稚園、小学校外国人講師派遣事業 21,120,000円

●安心・安全なまちづくりに関する事業

・応急給水栓設置 2,545,000円

●市長が必要と認める事業

・山鳥毛購入御礼事業 7,105,000円（過年度分の寄附を含む）

・博物館管理運営事業 2,546,000円

【各種プロジェクトとは】

- ・山鳥毛里づくりプロジェクト
- ・ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト
- ・夢二のふるさと芸術交流プロジェクト
- ・こどもひろばプロジェクト

【令和2年度の実績】

（令和2年4月1日～

令和3年3月31日）

寄附件数

28,424件

寄附金額

5億3,404万9,500円





▽各種手当の届出期間など

| 手当名    | 児童扶養手当                                                                                                                                                                                                                                                                                | 特別児童扶養手当                                                                                                                            | 特別障害者手当                                                                                                                           | 障害児福祉手当                                                                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出期間   | 8月2日（月）～8月31日（火）                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
| 対象者    | 8月12日（木）～9月10日（金）                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
|        | 次のいずれかに該当する児童(18歳到達の年度末まで。一定の障害がある場合は20歳未満)を養育している母、父、養育者<br>▷父母が婚姻を解消（離婚）した児童<br>▷父または母が一定の障害の状態にある児童<br>▷父または母の生死が明らかでない児童<br>▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童<br>▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童<br>▷父または母が死亡した児童<br>▷母が婚姻によらない（未婚）で出産した児童<br>▷父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた児童 | 20歳未満の精神、知的または身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者<br><br>【対象外になるとき】<br>▷児童が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷児童が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき | 20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人<br><br>【対象外になるとき】<br>▷障害者が障害者支援施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき | 20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人<br><br>【対象外になるとき】<br>▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷障害児が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき |
| 支給額    | 月額（令和2年4月から改定）                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1級（重度）月額 52,500円<br>2級（中度）月額 34,970円<br>※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。                                                        | 月額 27,350円<br>※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。                                                                                | 月額 14,880円<br>※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。                                                         |
|        | 児童数                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 全部支給                                                                                                                                | 一部支給                                                                                                                              |                                                                                                            |
|        | 1人目                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 43,160円                                                                                                                             | 43,150 ～ 10,180円                                                                                                                  |                                                                                                            |
|        | 2人目                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 10,190円加算                                                                                                                           | 10,180 ～ 5,100円加算                                                                                                                 |                                                                                                            |
|        | 以降児童が1人増すごとに下記の額を加算                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
| 1人ごと   | 6,110円                                                                                                                                                                                                                                                                                | 6,100 ～ 3,060円                                                                                                                      |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
| 支払時期   | ※一部支給の場合、所得に応じて額が決定します。<br>また、物価の変動により、支給額が変更される場合があります。                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
|        | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。<br>毎年5・7・9・11・1・3月の6回に分けて、支給月の前月までの2カ月分をまとめて振り込みます。                                                                                                                                                                                                            | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。<br>毎年4・8・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。                                                             | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。<br>毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。                                                         |                                                                                                            |
| 問い合わせ先 | 子育て支援課 児童母子係<br>☎0869-26-5947                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
| 届出先    | 福祉課 障害福祉係<br>☎0869-26-5943                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
|        | 福祉事務所（ゆめトピア長船）のみ                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |
| 届出先    | 福祉事務所（ゆめトピア長船）、市民課（総合窓口）、牛窓支所、裳掛出張所                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                            |

児童扶養手当など  
各種手当の届け出は期間内に

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当などの各種手当を受けている人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届（所得状況届）」の提出が必要です。これは、手当を引き続き受ける要件の有無を確認する

▽郵送受付が可能な手当

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

【郵送の受付について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、左記の手当の現況届は、特例的に窓口受付のほか郵送でも受付を行います。皆さんのご協力をお願いします。

▽受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

※児童扶養手当の届け出は、福祉事務所（ゆめトピア長船）のみで受け付けます。ご相談ください。

現況届の提出がないと、支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。届け出が必要な受給資格者の皆さんには、書類を送付します。現在手当を受けておらず、該当すると思われる人はご相談ください。

人権擁護委員の委嘱

法務大臣から、人権擁護委員として次の2人が委嘱されました。

- ・日下秀子氏（新任・長船町土師）
- ・藤本めぐみ氏（再任・牛窓町長浜）

人権擁護委員は、啓発活動やなやみごと相談などの人権擁護活動を行っています。

委員の任期は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間です。

市民課人権啓発室  
☎0869-22-3922

国民健康保険  
限度額適用認定証など

国民健康保険に加入している人が療養を受ける際に、「限度額適用認定証」（緑色）を医療機関などの窓口で提示すると、同じ医療機関などでのひと月の医療費の支払いが、

自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（おうど色）を提示すれば、自己負担限度額が適用され、食事代も減額されます。

現在お持ちの認定証の有効

期限は、7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、申請をしてください。ただし、申請できるのは、原則として国民健康保険税完納世帯に限ります。

国民年金の任意加入制度をご存じですか  
☎0869-22-1790

▽所得区分別の申請できる認定証

|       | 所得区分（※1）                    | 申請できる認定証                     |
|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 70歳未満 | （ア） 所得が901万円を超える人           | 国民健康保険限度額適用認定証（緑色）           |
|       | （イ） 所得が600万円を超え、かつ901万円以下の人 |                              |
|       | （ウ） 所得が210万円を超え、かつ600万円以下の人 |                              |
|       | （エ） 所得が210万円以下の人            | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（おうど色） |
| 70歳以上 | （オ） 住民税非課税世帯の人              | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（おうど色） |
|       | 現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）       | 申請手続き不要（※2）                  |
|       | 現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）       | 国民健康保険限度額適用認定証（緑色）           |
|       | 現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）       |                              |
|       | 一般（課税所得145万円未満など）           | 申請手続き不要（※2）                  |
|       | 低所得者Ⅱ                       | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（おうど色） |
|       | 低所得者Ⅰ                       |                              |

- （※1）所得（70歳未満）とは「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。所得の申告がない場合は、所得区分（ア）とみなされます。
- （※2）70歳以上で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の人は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなりますので、手続きは不要です。

ねんぎんのおはなし

国民年金の任意加入制度をご存じですか

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます（厚生年金保険・共済組合などの加入者を除く）。

【任意加入をする条件】

次の①～⑤の全ての条件を満たす人

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人
- ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない人
- ⑤日本国籍を有していない人で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特

定活動（観光・保養などを目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞らない人  
※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人も加入できます。

【保険料の納付方法】

原則、口座振替

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人を除きます。

国民年金医療給付課 ☎0869-22-1790

岡山山東年金事務所

☎086-270-7925（自動音声案内2番）

日本年金機構ホームページ

https://www.nenkin.go.jp/index.html





▽対象の生ごみ処理機、補助金額

| 対象の生ごみ処理機            | 補助金額                                      |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 乾燥式<br>バイオ式<br>土壌混合型 | 購入金額の 1/2<br>(上限 3 万円)<br>※ 1 世帯当たり 1 基まで |
| コンポスト式<br>ばかし容器      | 購入金額の 1/2<br>(上限 3 千円)<br>※ 1 世帯当たり 2 基まで |

※ポイントやクーポンなどを  
利用して購入した額は、対

▽対象の処理機、補助金額

左表のとおり

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

生ごみ処理機購入費補助制度があります

コロナ禍の現在、家庭から  
出るごみ（燃やすごみ）が増  
えています。

生ごみ処理機を利用するこ  
とでごみが減り、日々のごみ  
出しが楽になります。この機  
会に家庭用生ごみ処理機を購  
入する人は、ぜひ市の補助制  
度をご活用ください。

※補助金には限りがあります。

お早めに申請ください。

▽対象の処理機、補助金額

左表のとおり

※ポイントやクーポンなどを  
利用して購入した額は、対

奨学金の申請期限を  
2月末まで延長

市では、経済的な事情によ  
り修学が困難な学生の学資と  
して、無利子で資金を貸し付  
けています。

今年度は、新型コロナウイ  
ルス感染症拡大の影響を考慮  
し、6月末までの申請期限を  
延長して受け付けます。

詳しくは市ホームページを  
ご確認ください。



市ホームページ

▽対象者

学校教育法に基づく高等学  
校および特別支援学校の高等  
部、大学、高等専門学校、専  
修学校の在学者

▽申請期限

令和4年2月28日（月）

※世帯の所得状況、成績など  
により貸付を受けられない  
場合があります。

※平成29年度の新規奨学生か  
ら、一定の要件を満たす場  
合、返還金の半額を免除で

きる制度が創設されていま  
す。詳しくは総務学務課へ  
お尋ねください。

園総務学務課

☎0869・34・5640

地域児童遊園地  
遊具等整備事業補助金を  
大幅に拡充

自治会で管理している児童  
遊園地の遊具などの新設や撤  
去、増設、改設、点検に要す  
る費用の一部を助成します。  
このたび大幅に拡充しまし  
たので、ぜひご利用ください。

▽補助金額 補助対象事業費  
の3分の2以内

※予算の範囲内での交付とな  
ります。千円未満は切り捨  
てます。

▽上限金額

・新設、撤去 20万円（同時  
に行う場合は40万円）

・増設、改設 10万円

・遊具の点検 1万円

※申請書類は、こども政策課  
（ゆめトピア長船内）で配  
付しています。

※着工後の申請は対象となり  
ません。必ず事前に申請し

てください。

園こども政策課

☎0869・24・8015

8月は北方領土返還  
運動全国強調月間です

択捉島、国後島、色丹島お  
よび歯舞群島の北方四島は、  
我が国固有の領土です。

1855（安政元）年に「日  
魯通好条約」が結ばれ、択捉  
島以南を日本の領土と決めま  
した。しかし、1945（昭  
和20）年にソ連に不法占拠さ  
れ、ソ連が崩壊してロシアと  
なった現在もその状態が続い  
ています。

北方四島の一日も早い返還  
のためには、私たちみんなが  
この問題への理解と関心を深  
め、世論を結集させることが  
重要です。

北方領土の早期返還実現に  
向けて、皆さんのご理解とご  
協力をお願いします。

岡山県北方領土返還要求運  
動県民会議（岡山県総合政策  
局公聴広報課内）

☎086・226・7158

人が増えています。

「遺言書」は、相続をめぐ  
る紛争を防止するために有効  
な手段です。しかし、遺言者  
が書きたいいわゆる「自筆証書  
遺言書」は、遺言者本人の死  
亡後、相続人などに発見され  
ない、内容の改ざんが行われ  
る恐れがあるなどの問題点が  
指摘されています。

こうした問題を解消するた  
め、全国の法務局では自筆証  
書遺言書の保管を行っていま  
す。自筆証書遺言書の作成を  
検討している人は、法務局へ  
の保管をご検討ください。

詳しくは、法務省ホーム  
ページ「自筆証書遺言書保管  
制度」または法務局に設置さ  
れているパンフレットをご覧  
ください。



法務省  
ホームページ

岡山山地方務局備前支局

☎0869・64・2770



消費生活  
安心ほっとライフ

若者向け注意喚起シリーズ

第45話 情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル  
ーもうかるはずが、残ったのは借金だけ…ー

＜トラブル事例＞

- 「株取引でもうかる」という情報商材を 20 万円で  
カード決済したが、高額で支払えないので解約したい。
- アフィリエイトの情報商材を 3,000 円で購入後、サ  
ポートを受けるために 65 万円の有料プランを契約  
したが、全くもうからない。
- SNS で知り合った人に勧められて暗号資産（仮想  
通貨）の投資をしたが、出金できない。
- 暗号資産（仮想通貨）で投資する契約をしたが、説  
明と違い、全く配当が入らない。

＜注意点＞

- ・うまい話はありません！  
「簡単に稼げる」「もうかる」という  
ことを強調する広告は安易に信じな  
いようにしましょう。



- ・友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、  
必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ・借金をしてまで契約しないでください。「お金がない」  
と言って断ると、クレジットカードでの高額決  
済や、学生ローンなどの借金を勧められる場合があり  
ます。断る際は「契約しない」とはっきり断りま  
しょう。
- ・成人年齢の引き下げに伴い、令和4年4月から 18、  
19 歳の人も親の同意なくさまざまな契約ができる  
ようになります。契約は、原則として一方的にやめ  
ることはできません。不安に思った時、トラブルに  
あった時は「188」に相談しましょう。

園瀬戸内市消費生活センター ☎0869・24・8011

※消費生活相談は『消費者ホットライン

☎局番なし 188（イヤヤ!）』もご利用できます。



子育て世帯生活支援特別給付金  
（その他世帯）のお知らせ

園子育て支援課

☎0869・26・5947

▷対象者 下記 1 または 2 に該当する人

1. 次の①～③のいずれかに該当する令和3年度の住民税が  
非課税の人

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
- ②高校生学齢の児童を養育する人
- ③令和4年3月分までの新規児童手当・特別児童扶養手当  
受給者

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上記①～③の  
いずれかに該当する人またはその配偶者のうち、生計主宰  
者の令和3年1月以降の任意の月の収入が住民税非課税相  
当となった人

▷支給額

児童1人当たり5万円

▷その他

- ・「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」をす  
でに受給した人は対象となりません。
- ・公務員は、非課税であっても申請が必要です。



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響による家計状況の悪化を  
勘案した生活支援を行うため、低所得の子育て世帯の人へ給  
付金を支給します。

本給付金を受給するに当たって、申請が必要な人と不要な  
人がいます。現在、市から対象となる可能性がある人にご案  
内を郵送していますので、内容をご確認の上、下記のとおり  
ご対応ください。

【申請が不要の人】

「申請不要」と記載した案内を送付しています。受給のた  
めの手続きは必要ありません。

【上記以外の人】

案内をご確認の上、給付金の対象となる場合は申請書を提  
出してください。申請書は市ホームページ  
からダウンロード可能なほか、子育て支援  
課または本庁総合窓口・各支所、出張所でも  
配布しています。詳しくは市ホームペ  
ージをご確認ください。



☎0869・22・5962

関申健康づくり推進課

1,045円（テキスト代）

▽参加費

※5組以上の参加で開催し、

先着順・定員になり次第締

め切ります。

▽定員 10組

全4回に参加できる人

▽対象 令和3年3～6月生

まれの第1子とその母親で、

▽場所 ゆめトピア長船

午前10時～正午（全4回）

▽日時 8月27日、9月3日、

10日、17日（いずれも金曜日）

※新型コロナウイルス感染症

の拡大状況によっては中止

となる場合があります。

▽受検資格 高等学校卒業程度以上（卒

業見込み含む）の学歴を有す

る人

▽採用予定人数 若干名

▽採用年月日 令和4年4月1日

▽試験日時・場所 令和4年4月1日

・1次試験 10月17日（日）

午前9時～ 邑久中学校

・2次試験 11月上旬～中旬

瀬戸内市消防本部

▽受付期間 8月2日（月）～31日（火）

午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は、8月31日

## 親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきた！

市では、初めての赤ちゃん

を育てている母親を対象に、

赤ちゃんとの関わり方を学

び、子育て仲間をつくる「親

子の絆づくりプログラム赤

ちゃんがきた！（BPIプロ

グラム）を開催します。

一緒に子育てについて学

び、ママ友をつくりましょう。

※新型コロナウイルス感染症

の拡大状況によっては中止

となる場合があります。

## 消防職員を募集

市では、次のとおり消防職

員を募集します。詳細は受験

案内をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス

感染症の影響により、日程や

試験内容などを変更する可能

性があります。その場合には、

市ホームページに掲載します

ので、事前にご確認ください。

▽職務内容 消防業務

▽受験資格 高等学校卒業程度以上（卒

業見込み含む）の学歴を有す

る人

▽採用予定人数 若干名

▽採用年月日 令和4年4月1日

▽試験日時・場所 令和4年4月1日

・1次試験 10月17日（日）

午前9時～ 邑久中学校

・2次試験 11月上旬～中旬

瀬戸内市消防本部

▽受付期間 8月2日（月）～31日（火）

午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は、8月31日



皆様のご応募お待ちしております！

### ▽提出書類

消防本部指定の受験申込書

※受験申込書は瀬戸内市役所

牛窓支所、長船支所、裳掛

出張所、瀬戸内市消防本部、

分駐所で配布します。市ホー

ムページ（消防本部ページ）

からダウンロードすること

もできます。

関申消防本部総務課

〒701・4214

瀬戸内市邑久町本庄1795

☎0869・22・1334

HP <https://www.city.setouchi.jp/>

### ▽自衛官の受験種目など

| 受験種目                                 | 対象者                                                                        | 受付期間                                                       | 試験日                                                                                         |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自衛官候補生                               | 18歳以上33歳未満の人<br>(32歳の方は、採用予定月の1日から<br>起算して3月に達する日の翌月の末<br>日現在、33歳に達していない人) | 年間を通じて<br>行っています。                                          | 受付時にお知らせします。                                                                                |
| 一般曹候補生                               | 18歳以上33歳未満の人<br>(32歳の方は、採用予定月の末日現在<br>33歳に達していない人)                         | 7月1日（木）<br>～9月6日（月）                                        | 1次：9月16日（木）～19日（日）<br>2次：10月9日（土）～24日（日）<br>※上記のうち指定する1日                                    |
| 航空学生                                 | 海：高卒（見込含）23歳未満の人<br>空：高卒（見込含）21歳未満の人                                       | 7月1日（木）<br>～9月9日（木）                                        | 1次：9月20日（月・祝）<br>2次：10月16日（土）～21日（木）<br>3次：【海】11月19日（金）～12月15日（水）<br>【空】11月13日（土）～12月16日（木） |
| 防衛大学校学生                              | 推薦                                                                         | 高卒（見込含）21歳未満、<br>成績優秀かつ生徒会活動などに<br>顕著な実績を修め、学校長が推薦で<br>きる人 | 9月5日（日）<br>～9月10日（金）                                                                        |
|                                      | 総合<br>選抜                                                                   | 高卒（見込含）<br>21歳未満の人                                         | 9月5日（日）<br>～9月10日（金）                                                                        |
|                                      | 一般                                                                         |                                                            | 7月1日（木）<br>～10月27日（水）                                                                       |
| 防衛医科大学校<br>医学科学生                     | 高卒（見込含）21歳未満の人                                                             | 7月1日（木）<br>～10月13日（水）                                      | 1次：10月23日（土）<br>2次：12月15日（水）～17日（金）                                                         |
| 防衛医科大学校<br>看護学科学生<br>（自衛官候補<br>看護学生） | 高卒（見込含）21歳未満の人                                                             | 7月1日（木）<br>～10月6日（水）                                       | 1次：10月16日（土）<br>2次：11月27日（土）・28日（日）                                                         |

※受付期間および試験日が変更になる場合があります。詳しくは、自衛隊岡山募集案内所ホームページをご確認ください。

## 自衛官などを募集

防衛省では、令和3年度各

種自衛官などの募集を左表の

とおり行います。

入隊などは令和4年3月下  
旬～4月上旬の予定です。

関申自衛隊岡山募集案内所

☎086・224・2824

HP <https://www.mod.go.jp/>

pco/okayama/

## 募 集



※郵送の場合は、8月19日

（木）必着です。

▽提出書類 市指定の受験

申込書、受験票

※受験案内と市指定様式は、

総務課、牛窓支所、長船支

所で配布します。市ホーム

ページからダウンロードす

ることもできます。

※受験案内などを郵送で請求

する場合、封筒の表に「市

役所採用試験受験案内請求

保健師希望」と朱書きし、

宛名を明記したA4サイズ

の返送用封筒（140円切

手を貼付）を同封して、総

務課へ送付してください。

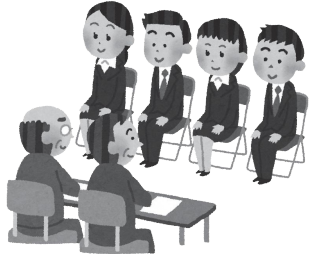
関申資総務課

〒701・4292

瀬戸内市邑久町尾張300・1

☎0869・22・3909

HP <https://www.city.setouchi.jp/>



## 「使ってみよう！ プレミアムe街ギフト教室」を開催します

市では、8月1日から電子商品券「瀬戸内市プレミアムe街ギフト」を販売します。それに伴い、プレミアムe街ギフトの購入や利用方法について学べる「使ってみよう！プレミアムe街ギフト教室」を下記のとおり開催します（参加費無料）。ぜひお気軽にご参加ください。

プレミアムe街ギフトの詳細は、本紙折り込みチラシまたはプレミアムe街ギフト特設サイトをご確認ください。

### ▷日時・場所

8月3日（火）午後2～4時 牛窓町公民館鹿忍分館  
8月4日（水）午後2～4時 中央公民館  
8月5日（木）午前10時～正午 長船町公民館  
8月10日（火）午前10時～正午 中央公民館  
8月17日（火）午前10時～正午 中央公民館



使ってみたいけど  
よく分からない...  
という方はぜひ  
ご参加ください！

▷定員 各30人程度  
▷申込期限 各講座日の2営業日前  
▷持参するもの スマートフォン  
※購入には、スマートフォンとクレジットカードが必要です。

関申瀬戸内市プレミアムe街ギフト事務局  
（近畿日本ツーリスト中国四国 岡山支店）  
営業時間：平日午前9時～午後5時45分  
☎086・224・4444



特設サイト



▽青少年相談員

| 氏名（しめい）          | 学区  | 相談先☎<br>（市外局番 0869） |
|------------------|-----|---------------------|
| 豊田 一枝（とよた かずえ）   | 牛窓東 | 34-3203             |
| 土井 和子（どい かずこ）    | 牛窓西 | 34-4963             |
| 松尾 敦（まつお あつし）    | 牛窓北 | 34-2503             |
| 笠井 由紀美（かさい ゆきみ）  | 邑久  | 080-1917-2212       |
| 古松 健二（ふるまつ けんじ）  |     | 22-2517             |
| 蟻正 博美（ありまさ ひろみ）  | 今城  | 22-1780             |
| 河崎 邦夫（かわさき くにお）  | 裳掛  | 25-2033             |
| 小谷 和志（こだに かずし）   | 美和  | 26-8161             |
| 長岡 敦子（ながおか あつこ）  |     | 26-5151             |
| 布野 浩子（ふの ひろこ）    | 国府  | 090-5693-1871       |
| 水田 正子（みずた まさこ）   | 行幸  | 26-2534             |
| 神坂 俊規（かみさか としのり） |     | 090-6438-0898       |
| 沖津 由美（おきつ ゆみ）    |     | 26-3731             |

岡山県では、地域において  
青少年やその保護者が悩みや  
不安を気軽に相談できる窓口  
として、青少年相談員制度を  
設けています。  
青少年相談員は、非行やい  
じめ、不登校などの相談や、  
学校や友人関係の悩みなど幅  
広い相談に応じます。

岡山県青少年相談員

相談

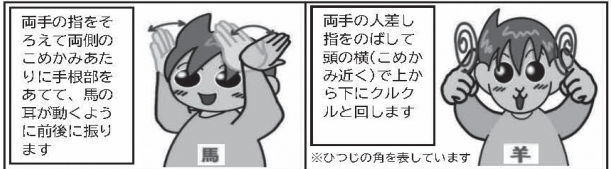


秘密は厳守しますので、安  
心してご相談ください。  
また、青少年育成活動や学  
校支援活動への参加・協力、  
他の青少年の模範となる行為  
を顕彰する「わかば賞」の推  
薦・伝達などを行っています。  
ご相談やわかば賞に関する  
お問い合わせは、地域の青少  
年相談員までお願いします。  
☎0869・34・5601

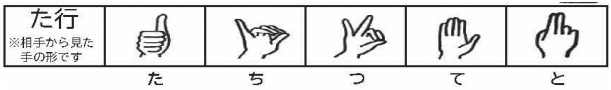


ミニ手話コーナー

指で50音を、手話で干支を表現してみよう④



馬 イラスト協力：はっしー



年金相談

年金事務所の職員が年金の  
相談に応じます。相談を希望  
する人は、事前に予約をして  
ください。

▽日時 8月19日（木）

午前10時～正午、午後1～3時

▽場所 牛窓支所

▽相談料 無料

岡山県岡山東年金事務所

☎086・270・7925

（自動音声案内1番↓2番）

My Town Topics



まちの話題

問 秘書広報課：☎0869-24-7095

い つまでもお元気で

6月25日に満100歳を迎えた岡崎敏夫さん（牛窓町）の  
長寿のお祝いに、武久頭也市長らが訪問し、お祝い状などを  
贈呈しました。

岡崎さんは、牛窓町前島で5人きょうだいの末っ子として  
生まれました。戦争で3年ほど牛窓を離れていましたが、終  
戦後は牛窓に戻って岡崎家に婿養子に入り、92歳までキャ  
ベツや白菜、スイカなどを作り農業にいそんでいました。

趣味は旅行で、秋の農閑期には兄夫婦と全国各地を訪れて  
いたそうです。

長寿の秘訣は「のんびりやること」。

岡崎さん、これからもますますお元気で過ごしてください。



ご家族に見守られながらお祝い状を受け取る  
岡崎さん（写真中央）

100歳を迎えた高齢者をお祝い



ベル串田「若草日記」1979年

岡山県で生まれ、二科会に  
所属し活躍した洋画家のベル  
串田（1913・1994）。  
ベル串田は国内だけでなく、  
フランス芸術文化勲章を受章  
するなど、海外でも評価され  
ました。

このたびの展覧会は、岡山  
に残る作品約60点や遺品を展  
示し、60年にわたる画業を顕  
彰する回顧展です。世界を魅  
らしました。

清志初男展

かたちをこえて託す心

瀬戸内市立美術館  
展覧会

ーフランス芸術文化

勲章受章作家ー

ベル串田物語展

催し物



了したベル串田の生涯をご覧  
ください。

▽開催期間 7月24日（土）

～8月8日（日）

※期間中の休館日は、8月2  
日（月）

▽観覧料 一般400円、団  
体（20人以上）・65歳以上  
300円、中学生以下無料



清志初男「寂光II」瀬戸内市

▽開催期間 8月13日（金）

～29日（日）

※期間中の休館日は、8月16  
日（月）、23日（月）

▽観覧料 一般400円、団  
体（20人以上）・65歳以上  
300円、中学生以下無料

【以下、展覧会共通】

▽開館時間 午前9時～午後5時

（入館は午後4時30分まで）

▽場所 瀬戸内市立美術館

岡山県瀬戸内市立美術館

☎0869・34・3130

新型コロナウイルス感染症  
の拡大状況により、展覧会の  
内容や開催期間を変更する場  
合があります。その際は、当  
館ホームページおよびSNS  
でお知らせしますので、ご確  
認ください。

瀬戸内市の味

冬瓜 と かにかまぼこのあんかけ



◆材料（4人分）

- 冬瓜（400g）
- だし汁（400ml）
- オクラ（4本）
- かにかまぼこ（40g）
- しょうが（10g）

- 酒（大さじ2）
- みりん（大さじ1）
- うすくち醤油（小さじ1）
- 塩（少々）

◆作り方

- ①冬瓜は皮と芯を取ってひと口大に切り、  
表面に格子状の切れ目を入れる。
- ②オクラは輪切りにし、かにかまぼこは手でほぐす。  
しょうがはすりおろす。
- ③だし汁で冬瓜を少し透き通るまで煮る。④を入れ、  
10分ほど弱火で煮る。
- ④③にオクラ、かにかまぼこを加え、とろみがつい  
たら火を止める。
- ⑤おろししょうがを加えて混ぜる。

今月のレシピは

料理本「瀬戸内市のおいしい味、あつまれ」から抜粋

この料理本は市ホームページに掲載されています。  
岡山健康づくり推進課 ☎0869・26・5961  
HP <https://www.city.setouchi.lg.jp/>

